

[手数料に関する事項]

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税は別途加算）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス [職業紹介サービス]	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が一年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% 手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス [職業紹介の付加サービス]	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 0% 手数料負担者は求人者とします
※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

求職者の手数料負担はありません。